

会議録（案）

会議の名称	平成27年度第4回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成27年12月10日（木） 18：55～20：07
開催場所	西東京市役所 防災センター講座室Ⅱ
出席者	【委員】須加委員（会長）、熊田委員（副会長）、石田委員、浅野委員、阿委員、清水委員、海老澤委員、向山委員代理日高委員 （欠席者）古家委員、綿委員、向山委員 【事務局】健康福祉部長、健康福祉部ささえあい健康づくり担当部長、生活福祉課長、生活福祉課主幹、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、健康課長、生活福祉課調整係長、同係主査、同係主事、障害福祉課手当助成係長、同係主事
議題	1 諮問事項「難病者福祉手当のあり方について」 2 その他
会議資料の名称	平成27年度第3回西東京市保健福祉審議会議事録（案） 資料1 難病者福祉手当受給者の内訳（65歳以上者、施設入所者） 資料2 難病者福祉手当あり方の検討用資料 資料3 難病者福祉手当のあり方（答申）〔素案〕 資料4 難病者福祉手当のあり方（答申）〔素案〕（参考）答申の理由
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○会長 平成27年度第4回西東京市保健福祉審議会を開始する。 <審議会の運営> ○会長 本日欠席の委員はいるか。 ○事務局 古家委員、綿委員、向山委員が欠席である。なお、向山委員の代理として東京都多摩小平保健所地域保健推進担当課長の日高氏に出席いただいている。また、定足数は満たしているので会議は成立している。 ○会長 本日の会議の傍聴希望はあるか。 ○事務局 ない。 ○会長 それでは、次第に従い、会議を進行する。始めに事務局から資料の確認を求める。 ○事務局 — 配布資料の確認 — ○会長 前回の会議録が示されているので各委員に内容の確認をお願いします。	

○会長

特に異議はないのでこれで会議録を承認する。

<諮問事項についての審議>

○会長

本日は答申書の素案についての検討が中心であるが、その前に事務局から資料の説明を求める。

○事務局

— 資料 1、2 について説明 —

○会長

今の説明に関して質問などがあるか。

特にないので本題に入る。それでは資料 3 答申（素案）、資料 4 答申の理由について事務局の説明を求める。

○事務局

— 資料 3、4 について説明 —

○会長

まず、答申事項と付帯意見について意見を求める。

答申事項の表現はこれでどうか。前回の審議でおおよそまとまっていたかと思うが。

○委員

答申事項はいいと思う。付帯意見（4）は、言っていることはわかるが財源が少なくなってくる中でどこを充実させるのかメリハリがないとできない。現実にはすぐわないのでは。

○会長

前回の石田委員の意見にあった、財政全体を考えた上で必要な施策をきちんと充実させるということのようだ。

○委員

制限を設けて他を充実させるということならわかるが、健康都市としてふさわしい、というのはわかりづらい。

○事務局

前回の会議の中で、手当の見直しによって創出された財源については他の施策にといった意見があったことから入れたものである。具体的に想定されているわけではないが、経費の削減だけでなく保健福祉施策全体を見てという意味合いで載せたものである。

○会長

財政の現状を踏まえ効果的な保健福祉施策の充実に努めることとか、もう少しメリハリのある、言いたいことが通じるような文言にしては。

○委員

今回の見直しも制限をつけるということは充実させることではない。何を充実させるのか、財源によってメリハリをつけるということがどこかに入っていないと今回の件と矛盾するのでは。

○会長

これだと全部増やしてくれるようにも見えてしまう。文言は検討するにしても、（4）

は財政の現状を踏まえてメリハリのある効果的な施策を充実させるようにという趣旨が活きるような表現に変えてもらうことでよいか。他はどうか。

○委員

特に問題ないかと思う。

○委員

(2)に経過措置とあるが、具体的にどんなことを考えているのか。

○事務局

細かい制度設計はこれからになるが、たとえば現状で受給されている方が今回一定の制限をした場合に給付ができなくなる方への経過措置としての給付になろうかと思う。

○委員

それは所得制限も含めてか。それとも何かに対しての経過措置なのか。今の表現だと全体に対しての経過措置であり、いきなり切るということはやらないという表現にもなりかねないのでは。

○事務局

制度の見直しの時期を先伸ばしにするなど検討したい。

○事務局

経過措置の部分だが、通常であれば新年度からという形になるが、周知期間も必要であり、仮に所得制限を導入することになれば、今年の収入分からは妥当であろう。とすると、申告後市が把握でき、他手当も8月頃が新しい受給資格の時期であり、その辺を一つの目途として考えている。

○委員

病気によってということではなく時間的な措置ということか。

○事務局

あくまでも周知期間を含めた経過措置である。

○会長

今の話は、所得制限を27年分所得からにするという発言でよいか。これでやるということではなく、こういった考え方もあるということか。

○事務局

いきなりということではなく、現状ではそのような考え方を持っている。

○会長

所得制限の確認は、心身障害者福祉手当では何月頃やっているのか。

○事務局

6月以降である。

○会長

所得制限については所得確認の時期と合わせてそれ以降になるということ。

○事務局

所得制限、併給制限ともにその時期が考えられる。

○副会長

付帯意見の(3)が大事である。お金を削ることがマイナスのように見えるが、実態的にはサービスでフォローできれば問題はないというのが一つの考え方になると思

う。たとえば、5,500円という金額が大きい小さいかは個人によって違うと思うが、ただ5,500円分を上回るようなサービスの支援体制があれば基本的にはプラスになるということになると思う。その意味で、福祉サービスが行き届くよう相談体制、就労支援体制の充実に努めること、というのは非常に重要な考え方であると思うのでこの文言でよい。また（４）はわかりづらいので取っても構わないと思う。

○会長

（４）は取ってもよいのではとの意見が出たが、どうか。

○委員

抜かしてもいいと思う。

○会長

（４）は削除の方向でよいか。では付帯意見は３つということになった。他はよいか。よければ答申事項と付帯意見についてはこれで会議を先に進める。

次に答申の理由の素案について意見を求める。

○委員

「難病者にとって励みになっている一面も認められる」とあるが、所得のある人に支給しないことになると、額ではなく支給されていることが励みになるという考え方からするとこの文言はふさわしくないと思う。

○会長

所得制限を導入するとすれば、励みになっているというのは整合性がないのではということか。

○委員

所得制限を受けた人は手当をもらえないわけで、そうすると励みにならない。そういう風にも取れる。所得制限するというのは財政面で仕方がないこととは思いますが。

○委員

意味としてはゼロにしないということを言っているのではないか。ニュアンスとして「存続させるべき」というのは全くやめるということとはしない、ということの意味しているような気がするが。

○事務局

「厳しい財政状況の中、制度継続が困難であると予測される」というのを打ち消すような意味で、本当に制度が維持できなくならないように、とのこれまでの議論の中から拾ったものであるが、ご意見のとおりと思う。

○委員

この存続は、廃止か存続かという意味合いで書いたのではないかとと思われるが。高所得者に「出す」、「出さない」は別として、この制度そのものを存続させるという意味で、そういう一面があるから存続させると。そういう風にとったが、そういう意味ではないのか。

○事務局

制度自体が維持できなくならないようにするべきとの考え方で。

○委員

ゼロにしないように存続させたいということではよいか。そのうち所得者は減らすか減

らさないかはここでは述べていないということでしょうか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

励みになるから全員に存続させるという意味には取っていない。文章的にわかりづらい。

○委員

所得制限で難病者福祉手当がもらえなくなる人は他にももらえるものがあるのか。高額所得者は将来的にももらえるものはないのか。

○事務局

所得制限を設けたことによる救済措置のようなものは現在想定していない。

○委員

だとすると、この文章ではおかしい。

○委員

所得制限を設けることが決まるのならこの文章は入れない方がよい。

○委員

存続させるべきということが言いたいのであって細かい理由はいらないのでは。励みになるかならないかは入れなくてよい。

○会長

存続させるということを残して、「制度としての難病者福祉手当は存続させるべきと考える」ということでよい。他にあるか。

○副会長

最後の段落に「健康都市を目指す～」というくだりがあるが、答申で削除しているので、この文言は取ってよいのでは。

○委員

たしかにこれだと「健康」が目立ってしまう。ここではいらないのでは。

○委員

施設入所者に対する手当支給の妥当性はどう考えているのか。

○会長

前回の議論で、通常福祉手当というのは在宅生活に対して出ているものだが、この難病手当が施設入所者にも出ているということだったので、対象者がどのくらいいるのか今回資料で出してもらったものである。

○委員

資料（他市の状況）では、施設入所者を除くとなっていてところと記載されていないところがあったので考え方の違いがあるのかと思い質問したが、了解した。

○会長

「個々の事情に応じた福祉サービスが行き届くよう」とあるが、さきほどの付帯意見のところでは就労支援、前回も向山委員から若い難病の人は就労の問題が大きいという発言があったことから、「福祉サービスや就労支援が行き届くよう」と入れた方がこの間の論議が反映されるのかと思う。他にはないか。

○委員

全体的には特にならない。

○委員

「現時点では年齢による支給制限は行わないことを提言する」とあるが、今後はどう考えているのか。資料を見るとほとんどの市・区で新規の65歳以上の制限を設けている。西東京市でも65歳以上が半数以上を占めている。こうなると財政を考えるうえでは何らか考えていかなくてはいけないと思う。65歳というのは年金の支給年齢などに関係しているのかと思うが、ここで書いてあることによってずっと行わなくていいのかというのは疑問に思うところがある。

○事務局

現時点ではというのはあえて入れたところだが、難病は治癒するということが困難な中で、たしかに他区市の例をみると65歳を過ぎての新規の場合、高齢で発症する事例についてどこまで支援できるのかということも踏まえての他区市制度かと思うが、今時点での考えとしては年齢による新規の方、65歳未満の方に限定して支給するという考えは持っていなかったため、この文章を入れたものである。ただ、未来永劫かというとその時々判断が必要になろうかと思われるので、現時点ではということで審議会ではご提言いただきたい。

○会長

付帯意見で書いていないのに、理由のところ「提言する」というのは言い回しとしておかしい。むしろ「行わないことが適切である」とか「適切と考える」という方がよい。そのように修正をお願いします。

○委員

難病手当において所得制限などを行うことによって、福祉サービスや相談体制など他に充てる財政的ゆとりができるものなのか。

○事務局

手当の支給制限を行うと単純に考えると福祉の後退のように見えてしまう、そこについてフォローが必要であると考えている。現状として、難病の方への障害福祉サービスが本当に行き届いているのかどうかについてはまだ十分でないと考えている。その中で本当に必要な支援があれば利用してもらえよう、相談支援センターや障害福祉課の中での相談体制を難病者福祉手当の見直しと合わせて一定程度充実させていきたいと考えている。ただ財政状況を考えるとどこまで経費が回せるのか、具体的にはここにお金を回せるというような約束はできないが、相談支援体制、就労支援体制を充実させるという目標を、責任を持って取り組んでいきたいと考えていることを理解していただきたい。

○会長

各委員、これまでの論議の中での文言修正でよいとのことであるので、答申事項及び付帯意見、参考としての答申の理由について以上の内容で確認していく。これを基に市長に答申することとしたい。

次に議題の2について事務局から何かあるか。

○事務局

これまで審議いただきお礼を申し上げます。答申の時期については来年1月に会長から

市長へ答申をお願いしたい。

いただいた答申については平成28年度予算編成の中で活かしていく。

○事務局

本年度の会議はこれで終わりと考えている。次回については来年度以降通知する。

－ マイナンバー制度についての説明 －

○会長

文言修正した答申については早いうちに各委員に配付するようお願いする。

他にはないか。

これで本日の会議は閉会する。